

## 「踏切対策の推進に関する検討会」設置要綱

制定 令和6年11月1日 6都市基交第1314号  
改定 令和7年6月17日 7都市基交第476号

### （目的）

第1条 都内には約1,040箇所の踏切が残されており、交通渋滞、地域分断、事故の危険性、震災時における避難経路の遮断など、様々な問題が発生している。東京の国際都市としての魅力向上、経済活動の促進、都民生活の安全性・利便性の向上を図る上で、踏切問題の解消は喫緊の課題である。踏切における様々な問題の解決に向けて、重点的かつ計画的に多様な踏切対策を進めていくため、東京都における今後の踏切対策について検討することを目的とし、「踏切対策の推進に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

### （所掌事項）

第2条 検討会は次の事項を所掌する。

- （1） 重点的に対策が必要な踏切及び対策方法について
- （2） 効果的な踏切対策のあり方について
- （3） その他必要事項について

### （構成）

第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者及び職にある者で構成する。

2 検討会には、座長を置く。

### （会議）

第4条 座長は、必要に応じて検討会を招集し、会議を主宰する。

2 会議は非公開とする。

3 議事要旨等は、原則公開とする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、又はその他正当な理由があると委員長が認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

### （オンラインによる会議）

第5条 効率的な会議の運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

### （事務局）

第6条 検討会の運営のための事務は、都市整備局都市基盤部交通企画課において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別

に定める。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する

(附則)

この要綱は、令和 7 年 6 月 17 日から施行する

## 別表

座長 岸井 隆幸 一般財団法人計量計画研究所 代表理事

久保田 尚 埼玉大学 名誉教授

朝日 ちさと 東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授

政策企画局 計画調整部長

都民安全総合対策本部 総合推進部長

都市整備局 都市づくり政策部長

都市整備局 都市基盤部長

都市整備局 防災都市づくり担当部長

建設局 道路保全担当部長

建設局 道路建設部長